

## 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年7月5日条例第66号）

最終改正:平成29年3月6日条例第4号

改正内容:平成29年3月6日条例第4号

## ○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

昭和38年7月5日条例第66号

## 改正

昭和45年10月15日条例第52号  
 昭和48年3月31日条例第18号  
 昭和59年12月20日条例第35号  
 平成4年3月27日条例第4号  
 平成12年10月11日条例第57号  
 平成14年3月27日条例第35号  
 平成15年3月17日条例第39号  
 平成15年5月20日条例第44号  
 平成18年3月24日条例第44号  
 平成28年3月23日条例第30号  
 平成28年3月23日条例第31号  
 平成29年3月6日条例第4号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例をここに公布する。

## 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の安全と秩序を維持することを目的とする。

(暴力的不良行為等の排除)

第2条 すべて県民は、平穩で健全な生活環境を確保するために、不断の努力と相互の協力によって、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等をなくすようにしなければならない。

(粗暴行為(ぐれん隊行為等)の禁止)

第3条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他の公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」という。)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」という。)において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対して、言い掛かりをつけ、すごむ等の不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、正当な理由がないのに、刃物、鉄棒その他の人の身体に危害を加えるのに使用されるような物を、公衆に対して不安を覚えさせるような仕方でも携帯してはならない。

3 何人も、祭礼又は興行その他の娯乐的催物に際して、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

(卑わいな行為等の禁止)

第3条の2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人に対する、不安を覚えさせるような卑わいな言動

(2) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を設置する行為

2 何人も、集会所、事業所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用するような場所(公共の場所を除く。)又は乗物(公共の乗物を除く。)において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 正当な理由がないのに、人の通常衣服で隠されている身体又は下着を写真機等を用いて撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向ける行為

(2) 前項第2号に掲げる行為

3 何人も、正当な理由がないのに、浴場、更衣室、便所その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所にいる人を写真機等を用いて撮影し、撮影する目的で写真機等を向け、又は撮影する目的で写真機等を設置してはならない。

(不当な客引行為等の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 次に掲げる行為について、客引き(ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。)をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

イ 娯乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は娯乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供

(2) 前号ア又はイに掲げる行為(イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。

(3) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。

(4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為(当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。)

イ 娯乐的雰囲気醸し出す方法で異性の客をもてなす行為

- (5) 前号ア又はイに掲げる行為(イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。)について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するよう誘引すること。
- (6) 第1号、第3号及び第4号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺に付きまとう等の執ような方法で客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
- 3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して、次に掲げる者となるよう人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。
- (1) 第1項第1号イ又はウに掲げる行為(イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。)の客又は利用者
- (2) 第1項第4号イに掲げる行為(当該行為が、人の通常衣服で隠されている身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。)をする役務に従事する者
- 4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っていると認められる者に対して、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 何人も、第1項第1号、第2号、第4号又は第5号の客引き、勧誘又は誘引(以下「客引き等」という。)の状況等を勘案して公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。
- 6 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対して、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (入場券等の不当な売買行為(だふや行為)の禁止)
- 第5条** 何人も、入場券、観覧券その他の公共の娯楽施設を利用することができる権利を証する物又は乗車券、急行券、指定券、寝台券、乗船券その他の公共の乗物を利用することができる権利を証する物で発売数が制限されているもの(以下「入場券等」という。)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売しようとする者に交付するため、公共の場所(入場券等を公衆に発売する場所を含む。次項において同じ。))又は公共の乗物において、入場券等を、買い、又は人に立ちふさがり、付きまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲示し、若しくは公衆の列に加わって買おうとしてはならない。
- 2 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、転売するために得た入場券等を不特定の者に、売り、又は人に立ちふさがり、付きまとい、若しくは呼び掛け、ビラその他の文書若しくは図画を配り、若しくは掲示し、若しくは入場券等を展示し、若しくは提示して売ろうとしてはならない。
- (押売行為等の禁止)
- 第6条** 何人も、住居その他の人の現在する建造物を訪れて物品の売買、物品の貸付け、修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄付の募集(以下「売買等」という。)を行なうに際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかし、住居その他の建造物、器物等にいたずらをする等の不安を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 売買等の申出を断られたのに、すわり込み、しつように物品を展示する等すみやかにその場から立ち去らないこと。
- 2 何人も、依頼又は承諾がないのに、物品の配布、物品の修理若しくは加工、遊芸その他の役務の提供又は広告の掲載を行なって、その対価をしつように要求してはならない。
- (不当な景品買行為の禁止)
- 第7条** 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する営業に係る遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技客の身辺に立ち塞がり、又は付きまとい、遊技場の営業者が遊技客に景品として交付した物品を買い集め、又は買い集めようとしてはならない。
- (モーターボート等による危険行為の禁止)
- 第8条** 何人も、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟又はヨットをみだりに疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない。
- (粗暴な座席占拠行為の禁止)
- 第9条** 何人も、公共の乗物又は公共の娯楽施設において、乗客又は入場者に対してすごみ、暴力的性行をほのめかす等により威力を示して、多数の座席を占め、又はその占めている座席をゆずることを拒んではならない。
- (迷惑ビラ等の配布行為等の禁止)
- 第10条** 何人も、公共の場所において、不特定の者に対して、次の各号のいずれかに該当するもの及び電話番号その他の連絡先を掲載したビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画(以下「迷惑ビラ等」という。)を配布してはならない。
- (1) 衣服を脱いだ人の姿態又は性的な行為を表す場面の写真又は絵であって、人の性的好奇心をそそるもの
- (2) 人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表す文言その他の表示
- 2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りすることができる建造物内又は公衆の見やすい屋外の場所に迷惑ビラ等を掲示し、又は配置してはならない。
- 3 何人も、みだりに人の住居、店舗、事務所等に迷惑ビラ等を配り、又は差し入れてはならない。
- (嫌がらせ行為の禁止等)
- 第10条の2** 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように又は反復して行う次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為を除く。以下「嫌がらせ行為」という。)をしてはならない。
- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること(身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。次号から第4号までにおいて同じ。))
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールその他の電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信であって、特定の者に対して通信文その他の情報をそ

- の使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための方法をいう。）の送信をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような物又は当該情を催させるようなものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。）その他の記録を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物若しくはその性的羞恥心を害するものを視覚若しくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 警察本部長又は警察署長は、嫌がらせ行為により被害を受けた者又はその保護者から、当該嫌がらせ行為の再発の防止を図るため、援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該申出をした者に対し、必要な援助を行うものとする。
- 3 前項の申出の受理及び援助の実施に関して必要な事項は、公安委員会規則で定める。
- (指示)
- 第11条 公安委員会は、第4条第1項第1号アからウまでに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関して同条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第10条の規定に違反したときは、当該事業者に対して、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。
- (事業の停止)
- 第12条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関して第4条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第10条の規定に違反したときは、当該事業者に対して、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (聴聞の特例)
- 第13条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。
- 4 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- (罰則)
- 第14条 第12条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第15条 第3条の2第1項から第3項まで、第5条第1項若しくは第2項又は第10条の2第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第16条 第4条第2項の規定に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第17条 第3条第1項から第3項まで、第4条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条、第9条又は第10条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第18条 第4条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 第19条 第4条第6項の規定による警察官の命令又は第8条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 2 常習として前項（第8条に係るものに限る。）の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
- (両罰規定)
- 第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第14条、第16条第1項、第17条第1項（第4条第1項及び第10条に係るものに限る。）、第18条又は前条第1項（第4条第6項に係るものに限る。）に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和38年8月1日から施行する。
- (押売等防止条例の廃止)
- 2 押売等防止条例（昭和31年兵庫県条例第70号）は、廃止する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行前に押売等防止条例に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和45年10月15日条例第52号抄）
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和48年3月31日条例第18号）
- この条例は、昭和48年5月1日から施行する。
- 附 則（昭和59年12月20日条例第35号抄）
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。
- 附 則（平成4年3月27日条例第4号）
- この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 附 則（平成12年10月11日条例第57号）
- この条例は、平成12年11月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月27日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年5月1日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年3月17日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成15年5月20日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月24日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年5月1日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年3月23日条例第30号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

**附 則**（平成28年3月23日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。  
（罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年3月6日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。